

## 特約事項及び自家用電気工作物等保安業務仕様明細書(B地区)

### (保安管理業務の範囲)

1. 受託者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。
  - (1) 業務委託の対象となる電気工作物の維持及び運用について、経済産業省令で定める技術基準の適合状況を確認する為、定期的な点検測定及び試験（その細目及び具体的な基準は、点検業務実施要領[別紙1]及び点検基準[別紙2]のとおり。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある時は、とるべき措置について、当事業場の電気工作物を設置する者（以下「発注者」）に修理改造等の指示、助言を行う。
  - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において発注者もしくは電力会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、状況に応じて臨時点検を行う。また事故原因が判明した場合は、同様の事故を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う
  - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
  - (4) 業務委託の対象となる電気工作物（以下「当該電気工作物」という。）の工事・維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への提出書類及び図面等の作成について実施あるいは助言を行い届出を行うこと。
  - (5) 当該電気工作物の設置又は変更の工事について、技術基準の適合性を確認の上、設計の審査及び竣工検査について実施あるいは助言を行い、必要に応じてその取るべき措置について発注者に報告する。
  - (6) 当該電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて[別紙1]に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じてその取るべき措置について発注者に報告する。
  - (7) 当該電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら点検する事。
  - (8) 発注者及びその従事者が実施した日常点検において異常等がなかったか否かの問診を点検の都度行い、異常があった場合には、保安業務担当者としての観点から点検を行う。
  - (9) その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、発注者及び受託者の相互の義務及び責任に関する事項については、速やかに必要な処理をとり、又、受託者が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。発注者は決定事項に誠実に履行するものとする。
  - (10) 事業所への到達時間は遅延無く（2時間以内）すること。

(11) 規則第53条第2項第5号に規定する発注者及び受託者の相互の義務及び責任が定められている委託契約の締結に関すること。

(12) 規則第57条に規定する小規模事業用電気工作物を設置する者の届出に関すること（必要な場合に限る）

（点検の頻度、及び内容）

2. 点検頻度は次の通りとする。

(1) 月次点検 : 毎月1回以上（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上）

(2) 年次点検 : 毎年1回以上

(3) 臨時点検 : 必要の都度実施

(4) 竣工検査 : 必要の都度実施

3. 受託者が定期的に行う点検内容は次の通りとする。

(1) 月次点検

① 月次点検は、運転中の電気工作物全般について、作業者の安全が確保可能な範囲において実施することとし、主な点検項目、対象設備は次のとおりとする

イ 外観点検

主として目視等官能的方法によりを点検する。

[点検項目]

(a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b) 電線と他物との離隔距離の適否

(c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(d) 接地線等の保安装置の取付け状態

[対象設備]

別紙2の点検基準の通り

ロ 各部温度測定

放射温度計等の非接触式温度測定器具を用いて各部の温度を測定し異常過熱等がないことを確認する。

ハ 漏洩電流測定

リークテスター等の非接触式漏洩電流測定器具を用いて高圧受電設備の変圧器低圧側（電圧440V以下）に施されている接地線の漏洩電流を測定し、測定結果の推移観察等により電路、機器からの漏電状態を点検する。

ニ 電圧、負荷電流測定

電圧値の適否及び負荷電流を確認する。

(2) 年次点検

年次点検は、電気工作物全般を停電させて毎年1回以上実施することとし、おもな作業内容は月次点検の項目に加えて次のとおりとする。

① 外観点検

電気工作物全般について、月次点検に加え本体取付け部、配線接続部等の緩みがないこと、開閉装置及び遮断器の入・切動作に支障が無いことを確認すると共に塵埃の堆積、付着による絶縁不良が発生する可能性がある場合の掃除を行う。

② 絶縁抵抗測定

すべての高圧電気設備及び主開閉器から各機器の電源側接続点までの電路について絶縁抵抗の測定を行い、抵抗値が技術基準に適合していることを確認する。

③ 接地抵抗測定

電気工作物に施されている接地極について接地抵抗の測定を行い、抵抗値が技術基準に適合していることを確認する。

④ 保安装置（保護継電器）動作試験

保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

⑤ 蓄電池設備

蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度、液量を確認する。

(3) 臨時点検

臨時点検（高圧機器の内部点検、絶縁油の試験、保護継電器動作特性試験、計器校正試験等）は受託者が必要と判断した時に実施する。

(4) 工事期間中点検

工事中の電気設備については、週1回以上 施工状況、異常の有無、作業上の安全面等について月次点検の要領に準じて巡視、点検等を行う。

(監視装置)

4. 絶縁監視装置等の監視装置を設置する場合は、受託者が設置するものとし、常に正常に稼動するように受託者の責任の下にメンテナンスを行い、必要な費用は全て受託者が負担する。

絶縁監視装置（低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置）を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 保安業務担当者が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 保安業務担当者が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

(連絡責任者等)

5. 連絡責任者等については、次のとおりとする。

(1) 発注者は この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名・連絡方法等を受託者に通知するものとする。

(2) 発注者は 前号の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務

者を定めただちにその氏名・連絡方法等を受託者に通知するものとする。

(保安業務担当者の資格等)

6. 保安業務担当者の資格等は次の通りとする。

- (1) 保安業務担当者には電気事業法施行規則に適合する者（第1種、第2種、第3種電気主任技術者の免状の交付を受けた者）をあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は 保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し 自ら提示することとする。
- (3) 保安業務担当者は 必要に応じ補助者を同行し保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 受託者は保安業務担当者と受託者の事業所への連絡方法については、 書面で発注者に通知し、発注者は面接等により本人確認を行うものとする。なお、上記事項に変更が生じた場合も同様とする。

(記録の保存)

7. 発注者は受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の報告をうけて、その記録の内容及び点検業務を実施した保安業務担当者の氏名を確認し、発注者・受託者双方にて3年間保存するものとする。

8. 保安管理業務の除外内容

(1) 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。但し、次の①から④までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行なわれ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務についてはこの限りでない。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な以下(a)から(e)までのいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

② 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な以下(a)から(e)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
  - (b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
  - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
  - (d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
  - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
  - ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

## 9. 相互の義務

- (1) 発注者は、受託者が行う保安管理業務の実施にあたり受託者が指示した事項又は受託者と協議決定した事項については速やかに必要な措置をとり、又受託者が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。
- (2) 受託者は、保安管理業務の実施にあたり発注者と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

## 10. 相互の協議

発注者は、次に掲げる場合、受託者と協議するものとする。この場合、発注者は受託者の意見を尊重し、受託者は発注者に協力するものとする。

- (1) 保安規程を変更しようとするとき
- (2) 電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出するとき
- (3) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画するとき、工事を実施するとき並びに工事が完了し竣工検査を行うとき
- (4) 電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定めるとき
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行うとき
- (6) その他保安上必要と認められるとき

## 11. 通知義務

- (1) 発注者は、電気事故その他異常が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、直ちに受託者に通報するものとする。
- (2) 発注者は、次に掲げる場合は、速やかにこれを受託者に通知するものとする。
  - (a) 業務場所及び委託電気工作物（別表1）に掲げる事項を変更するとき
  - (b) 相続等により契約に基づく権利義務の承継が行われるとき
  - (c) 設置者の名称若しくは代表者に変更があったとき

- (d) 電気の保安に関する組織を変更するとき
- (e) 連絡責任者を指名し又は変更したとき
- (f) 所管官庁が電気関係法令に基づいて検査又は審査を行うとき
- (g) 電気工作物に関して所管官庁又は電力会社から通知があったとき

## 12. その他

- (1) 国への届出に要する一切の費用は、受託者の負担とする。
- (2) 保安業務に関する委託料は、毎月月末払いとし、受託者は業務委託契約締結後、業務契約書に記載する業務委託料を請求するものとする。
- (3) 契約内容に疑義あるいは新たに問題が生じたときは、発注者・受託者協議の上、定めるものとする。
- (4) 本仕様書に記載ない事項であっても、本業務遂行上当然必要な事項及び法令又は慣習によって行わなければならない事項については、受注者の負担においてこれを行うこと。
- (5) 発注者は受託者が行なう保安業務の実施に当たり受託者が指示した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な処理をとり、受託者が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。受託者は決定事項に誠実に履行するものとする。